佐倉市高齢者福祉介護計画推進 懇話会(平成28年9月30日)

# 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型)に関する アンケート調査について

# 【調査の目的】

平成29年4月から開始をする「介護予防・日常生活支援総合事業」の多様なサービスの一つとして実施を予定している「佐倉市訪問型生活援助サービス」及び、今年度実施を予定しているサービスに従事する者の研修について、意見を聴くため。

# 【調査の対象】

「佐倉市訪問型生活援助サービス」の指定を受ける資格を有する者が運営する佐倉市内の訪問介護事業所 39事業所

# 【調査の内容】

- ・「佐倉市訪問型生活援助サービス」の指定を受ける意向の有無
- ・市が育成を行う「(仮)佐倉市認定ヘルパー」の雇用の意向
- 「仮)佐倉市認定ヘルパー」を雇用する場合の時給
- ・訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケースについて
- 「仮)佐倉市認定ヘルパー養成研修」について

## 【調査の期間】

平成28年8月26日~平成28年9月14日

【回答数】 21事業所

# 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型)に関するアンケート調査結果

平成28年9月21日現在作成:佐倉市役所 高齢者福祉課

## 1. 回答状況

調査対象	調査機関数	回答 機関数	率
株式会社	22	11	50. 0%
有限会社	6	5	83. 3%
社会福祉法人	6	3	50. 0%
その他	5	2	40.0%
計	39	21	53. 8%

# 2. 全ての事業所 共通質問

Q. 1 事業所指定を受ける意向はありますか。

回答	回答機関	機関数	率
	株式会社	9	81. 8%
	有限会社	4	80.0%
1. 指定を受ける	社会福祉法人	2	66. 7%
	その他	1	50. 0%
	計	16	76. 2%
2. 指定を受けない		0	0. 0%
	株式会社	2	18. 2%
	有限会社	1	20. 0%
3. 現時点では未定	社会福祉法人	1	33. 3%
	その他	1	50. 0%
	計	5	23. 8%

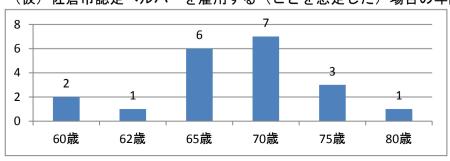
## 3. Q.1で「1.指定を受ける」「3. 現時点では未定」を選択した事業所

Q.2 (仮)佐倉市認定ヘルパーを雇用したいと思いますか。

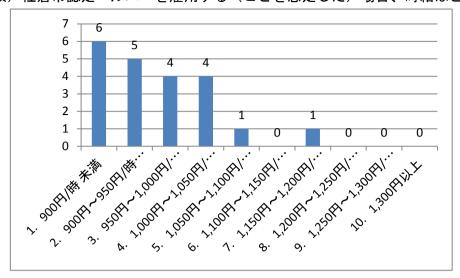
回答	Q. 1の回答	事業所数
1.雇用したい	1. 指定を受ける	14
1. 雇用したい	3. 現時点では未定	1
2. 雇用しない	1. 指定を受ける	1 <sub>%1</sub>
	3. 現時点では未定	0
3. 未定	1. 指定を受ける	1
	3. 現時点では未定	4

Q. 2-②. 雇用しない理由※1公益財団法人シルパー人材センターの正会員での対応を予定しておりますので外部からの雇用は考えておりません。

## Q. 2-①. (仮) 佐倉市認定ヘルパーを雇用する(ことを想定した)場合の年齢上限



Q.3 (仮) 佐倉市認定ヘルパーを雇用する(ことを想定した)場合、時給はどの程度になるか。



#### 4. Q.1で「2.指定を受けない」「3. 現時点では未定」を選択した事業所

Q. 4 指定を受けない理由(未定の理由)

	回答	
1.	報酬単価(介護予防訪問介護の83%)が低く事業の採算がとれないと思うから	1

### ⇒Q4-①. 単価を現行と比較し何%であれば採算がとれると思われるか。

		90%
2.	初めての事業であり、他自治体での実績も少なく不安であるため	4
3.	「(仮)佐倉市認定ヘルパー」を訪問させることに不安があるから	0
4.	「(仮)佐倉市認定ヘルパー」が訪問することについて、サービス利用者からの理解が得られないと思うから	0
5.	その他	1

#### ⇒Q4-②. その他の自由記載

・佐倉市認定ヘルパーが本会を希望し雇用できるか、人数等不確定なこともあり現時点では未定

#### 5. 全ての事業所

佐倉市では、厚生労働省の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、引き続き現行の介護予防訪問介護相当のサービス提供が必要な、「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース」として、以下のようなケースを考えています。

#### 訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース(例)

- ○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- 〇退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが特に必要な者
- 〇ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
- 〇心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
- 〇ストーマケアが必要な者 等

Q5.上述に記載されているケース以外の、「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース」について、貴事業所が考える具体的なケース(例)や、その他ご意見等がございましたら、以下にご記入ください。

- ・家族が障害を持ち要支援になるまで世話や介護をしていた場合
- ・独居で歩行移動に支障がある人に更に調理掃除、買物等が困難な人
- ・佐倉市訪問型の賃金と予防訪問介護の賃金の格差の理解
- ・佐倉市訪問型のマネジメントは誰が行いますか。
- ・老化によるADLの低下
- ・老老介護 (支援の方法がより困難な場合)
- ・認知症ではないが、飲酒や粗暴な性格で対応が難しい場合
- ・整形系疾患等により、歩行や移動日常生活動作に身体的負担等伴う支障がある者
- ・歩行が常に不安定で転倒の危険性がある者

Q6. 「(仮) 佐倉市認定ヘルパー」を養成研修カリキュラムのうち、カリキュラム(案) の講師に事業所と記載されている箇所について、講師としてご協力いただける訪問介護員等を募集しています。貴事業所では、ご協力いただけますか。

回答	回答事業所数
1. 協力できる	6
2. 協力できない	15

Q7. 市が実施する講義研修終了後、ご同意いただける事業者にご協力をいただき、現場研修の開催を考えています。現場研修の受入施設としてご協力いただけますか。

回答	回答事業所数
1. 協力できる	16
2. 協力できない	5

Q8. 「(仮) 佐倉市認定ヘルパー養成研修」では、講義研修最終日に雇用を希望する事業所を紹介する時間を設ける予定です。これに参加するご意向はありますか。

回答	回答事業所数
1. 参加したい	15
2. 参加しない	6

- Q9. 佐倉市において、「佐倉市訪問型生活援助サービス」の事業実施にあたり、留意すべき事項や参入に向けた課題と考えられる事項、疑問点など自由に記載をお願いします。
  - ・サービスの進め方や実施予定など、集団指導のようなくわしく説明を聞ける場を設けてほしい。
  - ・サービス提供責任者の人件費や事務費用が負担できる単価なのか疑問。自家用車での訪問活動の場合、交通費を支給しているが、ケースが遠隔地の場合赤字にならないか懸念される。佐倉市認定ヘルパーが本会を希望しなかった場合、事業は実施できないか。または、雇用している有資格者でのサービス提供をせざるをえないのか。
  - ・佐倉市認定ヘルパー養成研修については、当センター及び千葉県シルバー人材センター連合会との連携で 実施可能です。講師・事業所の部分のみではなく、養成研修全体を業務委託の形式で協力したいと思ってお ります。
  - ・生活支援の問題点 ケアマネから利用者様へヘルパーの仕事内容説明不足からかヘルパーと共に行う家事を一切ヘルパーに依存することが多々あります。これでは利用者の自立と介護予防のためのヘルプが意味をなさなくなります。現場で働く者の声を聴いてください。実際現場で働いていいる様子を見てください。
  - ・人相手のサービス業であるため人に対しての高いコミュニケーション能力が必要であり相手 (利用者様) に安心感信頼感を与えられるような人を派遣することが重要なことと思います。
  - ・現在、訪問介護事業を少ししか行っておりません。事業を開始し、今回の佐倉市の施策を推進、協力していく上で、この「佐倉市訪問型生活援助サービス」の対象となる方を斡旋していただけるのか、また、「(仮)佐倉市認定ヘルパー」の指導等をいただけるのか、などが可能であれば「佐倉市訪問型生活援助サービス」を導入して行きたいと考えております。
  - ・専門的なサービスが必要と認められる線引きが良く理解できません。
  - ・現在サービスを行っている支援の方が訪問型サービスAに移行した場合続行できるか疑問

#### [基本報酬の考え方について]

・通所介護事業所職員の時給との比較をしていますが、現在の訪問介護員の時給は初任者研修修了者だから高いのではありません。訪問介護サービスの特性上、サービス提供は短時間で終了することから1日の中でこま切れのフリーな時間が発生してしまう。ですから、8時間固定した勤務の通所介護よりも高く設定をしないと割が合わないのです。通所介護事業所内で無資格の職員の時給と初任者研修を持っている職員の時給について調査すれば無資格の職員の時給が初任者研修の時給の75.6%と、そんなに大きな差はつけていない結果になると思います。

#### [佐倉市認定ヘルパーの養成研修について]

生活援助も仕事として行うには教育が必要とは考えます。ただし、今回市で計画をしている研修の内容については各事業所が採用時の教育として当然実施すべき内容と思います。今回の改正の趣旨はできるだけ多くの地域の方の力を集めて地域で生活を支えていくことと思いますので、中途半端な研修しばりを残すのではなく事業所の責任に任せ、1人でも多くの方が介護事業に力を貸してくれるよう門を広くしていただきたいと思います。

#### 〔訪問型Aで新しい担い手の確保について〕

資格のしばりが無くなったことを大きくアピールして担い手の確保に取り組みたい。現在でも高齢の職員も多く在席しており、個々の状況に合わせて生活援助のみ担当するということはやっていますが、今後、無資格の方や今以上に短時間あるいは月に数日という勤務も許容し、新しい担い手集めをしていきたいと考えています。今回介護事業の中から専門知識がいらない部分を切り出し人材確保を推進していく訳ですから、事業所はもちろんのこと、佐倉市でもこの制度を大きく広報し、担い手確保の推進をしていただきたい。

#### [報酬単価について]

今回提案の単価については厳しいですがやっていけると考えます。ただし、それは訪問介護事業所として一体の体制の中で身体介護も相当の規模で実施しているからこそであり、訪問型Aの事業のみで管理者、提供責任者を置き、福利厚生費、事務所経費、備品購入費、消耗品費など支出することは難しいです。今後多様なサービス提供主体の参入を推進するためには単価を下げ過ぎな気がします。